

委 託 契 約 書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）
とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和7年度プレジォブチャレ「夢わくWork（わくわく）フェスタ」運営業務（以下「業務」という。）を別紙仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 _____円（うち消費税及び地方消費税の額 _____円）を支払う。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 _____とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対し、売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託の禁止等）

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を実施するに当たり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、再委託先が行った業務について再委託先と連携して責任を負わなければならない。

（業務計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに令和7年度プレジォブチャレ「夢わくWork（わくわく）フェスタ」運営業務計画書（様式第1号）（以下「業務計画

書」という。)を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画書の変更)

第8条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に令和7年度プレジョブチャレ「夢わくWork(わくわく)フェスタ」運営業務変更計画書(様式第2号)(以下「業務変更計画書」という。)を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(事情変更)

第11条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(実績報告及び完了検査)

第12条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して令和7年度プレジョブチャレ「夢わくWork(わくわく)フェスタ」運営業務実績報告書(様式第3号)(以下「実績報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、業務の完了について検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条第2項又は第3項の規定による検査又は再検査に合格したときは、令和7年度プレジョブチャレ「夢わくWork(わくわく)フェスタ」運営業務委託料請求書(様式第4号)(以下「請求書」という。)を甲に提出するものとし、甲は、正当な請求書を受理した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に、委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく

この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（同法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定した

とき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第15条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1の額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（その他の甲の解除権）

第16条 甲は、第14条に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

（賠償の予約）

第17条 乙は、第14条第2項第8号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の総額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第14条第2項第8号ア又はイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過部分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契

約を解除することができる。

（損害賠償）

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（支払の遅延）

第20条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（関係書類の整備及び保管）

第21条 乙は、業務にかかる経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、業務の関係書類を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（著作権等）

第22条 乙は、本業務の実施に伴い発生した成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第17条第1項に規定する著作権をいう。以下同じ。）について、この業務の完了又は廃止の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。

2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。以下同じ。）を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお、乙に帰属するものとする。

（セキュリティポリシーの遵守）

第23条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシー（平成14年制定）を遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

（情報の持ち出し）

第24条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本業務実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した資料、情報及び機器等を業務の実施

場所（業務計画書又は業務変更計画書に記載した業務の実施場所をいう。）から持ち出してはならない。

（電磁氣的記録の返還等）

第25条 乙は、本業務実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁氣的記録は甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。

2 前項の返還又は廃棄処分の時期及び方法については、甲が別に定める。

（秘密の保持）

第26条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

3 乙は、第1項について業務従事者に周知し徹底させなければならない。

（個人情報の保護）

第27条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（事故等の報告）

第28条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん、毀損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元及び改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約不適合責任）

第29条 甲は、業務の成果が種類、品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約の費用）

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関して生じた甲乙間の一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第32条 この契約書に定めのない事項については、規則及び遅延防止法によるものとし、これらの規程に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中 村 時 広

乙

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和 7 年度プレジョブチャレ「夢わく Work（わくわく）フェスタ」運営業務
計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度プレジョブチャレ
「夢わく Work（わくわく）フェスタ」運営業務について、委託契約書第 7 条の
規定に基づき、業務計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施場所
- 3 業務の実施予定期間
- 4 委託料
 一金 円也
- 5 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（代表者印の押印を省略する場合は、
○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。
○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。
（押印する場合は、記載不要です。）

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和 7 年度プレジョブチャレ「夢わく Work（わくわく）フェスタ」運営業務
変更計画書

令和 年 月 日付け○第○○号で承認のあった令和 7 年度プレジョブチャ
レ「夢わく Work（わくわく）フェスタ」運営業務計画書を下記のとおり変更し
たいので、委託契約書第 8 条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 業務の内容

3 業務の実施場所

4 業務の実施予定期間

5 委託料
一金 円也

6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（代表者印の押印を省略する場合は、
○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。
○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。
（押印する場合は、記載不要です。）

様式第3号（第12条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

令和7年度プレジョブチャレ「夢わくWork（わくわく）フェスタ」運営業務
実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度プレジョブチャレ「夢わくWork（わくわく）フェスタ」運営業務について、委託契約書第12条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

1 業務の内容

2 業務の実施期間

開始 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

3 業務の実施場所

4 業務の結果（効果）

5 セキュリティ対策の実施報告

確認事項	報告内容
再委託の状況	
業務の実施場所の遵守	
従事者への指導	
情報の持ち出し禁止	
電磁氣的記録の複写	
個人情報取扱特記事項の項目	
業務終了後のデータの返却・ 廃棄	
業務終了後の電子データの抹 消	
私有パソコンの使用	

6 委託料

一金 円也

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

代表者印の押印を省略する場合は、
 ○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。
 ○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。
 （押印する場合は、記載不要です。）

様式第4号（第13条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時 広 様

住所

法 人 名

代表者職氏名

令和7年度プレジョブチャレ「夢わくWork（わくわく）フェスタ」運営業務
委託料請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度プレジョブチャレ「夢わくWork（わくわく）フェスタ」運営業務に係る委託料について、委託契約書第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 一圓也

内訳 委託料 金 円也

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

代表者印の押印を省略する場合は、
○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。
○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。
(押印する場合は、記載不要です。)

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。